

「区民等の意見提出手続」の結果報告書

1. 政策等の題名 「国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価書（案）」

2. 案の公表の日 平成 27 年 7 月 1 日

3. 意見提出期間 平成 27 年 3 月 21 日から平成 27 年 4 月 20 日まで
(30 日間)

4. 意見提出実績

総数 2 件（個人のみ）、延べ 2 項目

・電子掲示板 2 件

5. お寄せいただいたご意見の概要と区の考え方

別紙 1 のとおり

6. 方針案及び計画案の修正について

別紙 2 のとおり

7. その他

本区民意見聴取等は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき行ったもので、その手続については「杉並区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 27 条に規定する評価書の公示及び意見の聴取等に関する規則」により実施したものである。

8. 問い合わせ先

国保年金課管理係

電話 03-3312-2111

区民意見の概要と区の考え方

項目	意見の概要	区の考え方
その他(評価書全般に対するご意見)		
	<p>そもそもマイナンバーという一括した番号で「国民健康保険に関する個人情報」「国民年金」「介護保険」「児童手当」に関する事務について、一括してナンバー登録するというのに意見を個別に求めること自体理解できません。一括するということに対してなぜ個別に意見募集するのでしょうか？そもそも一括ナンバーによる管理に情報漏えいの際の危険、などを考えると問題あるのではないのでしょうか？</p>	<p>特定個人情報保護評価については、番号法第 26 条で定められる指針「特定個人情報保護評価指針第 4 の 2」により、原則として番号法別表第一の事務の単位で実施することとされています。今回ご意見を募っている国民健康保険、国民年金、介護保険、児童手当の各事務の特定個人情報保護評価についても、この指針により番号法別表第一の事務の単位で実施しているものです。</p> <p>また、マイナンバー制度に関する安全対策の取り組みとしましては、特定個人情報の管理については、内閣官房社会保障改革担当室・内閣府大臣官房番号制度担当室作成の「社会保障・税番号制度 概要資料平成 27 年 2 月版 (P 16 ~ 17)」 (http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/h2702_gaiyou_siryou.pdf) にまとめられていますので、ご参照ください。</p>
	<p>私は共通番号制(マイナンバー制度)の廃止を求めています。特に自治体の準備の遅れが伝えられていますので、自治体として、実施時期の延期を強く求めています。</p>	<p>マイナンバー制度は法律に定められた制度であることから、区におきましても法令等に基づき制度を実施してまいります。</p> <p>また、制度の準備につきましては、法令の定める時期に安全かつ適正な制度を開始するため、今後とも国や都と連携しながら進めてまいります。</p>

国民健康保険に関する事務 全項目評価書(案)の修正一覧

凡例：★印＝区民意見提出手続きによる
意見を踏まえた修正
・印＝その他の修正

修正箇所	全項目評価書案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
評価書全般	・個人番号(番号法) ・個人番号	・個人番号__ ・個人 <u>コード</u>	表下※1に別途記載。
44P 2. 基本情報	④記録される項目 その妥当性 ○業務関係情報 ・地方税関係情報:算出した個人住民税額に基づき、賦課・徴収を行うために記録 ・介護・高齢者福祉関係情報:介護保険第2号被保険者に対し、介護保険料を賦課・徴収するために記録	④記録される項目 その妥当性 ○業務関係情報 ・地方税関係情報: <u>所得情報及び住民税課税状況</u> に基づき、賦課・徴収・ <u>給付</u> を行うために記録 ・介護・高齢者福祉関係情報:介護保険第2号被保険者に対し、 <u>介護納付金分</u> 保険料を賦課・徴収するために記録	・記録項目が住民税額のみと誤認される恐れがあること及び給付を行うための記載が漏れているため。 ・介護保険の保険者が賦課・徴収する保険料と支払基金に納付するために医療保険の保険者が賦課・徴収する保険料を区別するため。
87P 3. 特定個人情報の使用	宛名システム等における措置の内容 ・本特定個人情報ファイル(国民健康保険ファイル)を入力する端末機は、入退室管理をする執務室でのみ操作可能であり、職員ごとに配布されたユーザID及びパスワードで認証を行うことで不要なアクセスを防いでいる。	宛名システム等における措置の内容 ・本特定個人情報ファイル__を入力する端末機は、入退室管理をする執務室でのみ操作可能であり、職員ごとに配布されたユーザID及びパスワードで認証を行うことで不要なアクセスを防いでいる。	記載を統一するため。

修正箇所	全項目評価書案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
89P・104P 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	情報保護管理体制の確認 ・委託する際は、ISMS, プライバシーマーク等の認証取得を要求するなど、委託先の社会的信用と能力を確認する。	情報保護管理体制の確認 ・委託する際は、ISMS, プライバシーマーク等の認証取得を <u>求める</u> など、委託先の社会的信用と能力を確認する。	・第三者点検で指摘された事項に対応するため、記載を修正。
96P 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	情報保護管理体制の確認 ・システムの運用を委託する際は、ISMS, プライバシーマーク等の認証取得を要求するなど、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認する。	情報保護管理体制の確認 ・システムの運用を委託する際は、ISMS, プライバシーマーク等の認証取得を <u>求める</u> など、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認する。	
90P 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	その他の措置内容 ・本特定個人情報ファイル(国民健康保険ファイル)を取り扱うシステムは入退室管理をする物理的に区画された執務室でしか操作を行えず、システムの操作権限を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限している。	その他の措置内容 ・本特定個人情報ファイル__を取り扱うシステムは入退室管理をする物理的に区画された執務室でしか操作を行えず、システムの操作権限を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限している。	記載を統一するため。

※1 ・ ・ ・これまで杉並区では、電算処理等で住民等を識別するための8桁の識別子（コード）について電算記録項目として、「個人コード」もしくは「個人番号」という名称で登録を行い、利用してきた。一方、番号法の施行に伴い、杉並区においても番号法で定めるところの12桁の「個人番号」を電算記録項目として登録する必要がある。今後、一般的には、「個人番号」とは、この12桁の番号を指すこととなることから、区民等への分かりやすさの観点から、区においても当該12桁の番号については、記録項目名として「個人番号」を用いることが望ましい。このため、既存の「個人コード」・「個人番号」という名称で登録されている8桁の識別子については、「個人コード」という名称に一本化し、番号法に定める12桁の「個人番号」について「個人番号」という名称とすることとした。このことから、特定個人情報評価書においては、番号法2条第5項で規定する12桁の番号を「個人番号」、区既存電算システムにおいて住民等を識別するために利用する8桁の番号を「個人コード」と記載することとする。